第二款　許容応力設計法

第一目　許容応力の値

（鋼材に係る許容応力の値）

第三条　第一条本文の鋼材に係る許容応力設計法の計算に使用する許容引張応力の値、許容圧縮応力の値、許容曲げ応力の値、許容せん断応力の値及び許容支え圧応力の値は、それぞれ次の式により計算して得た値とする。

（略）

2　第一条本文の鋼材に係る許容応力設計法の計算に使用する許容座屈応力の値は、次の式により計算して得た値とする。

（略）

（溶接部に係る許容応力の値）

第四条　構造部分の溶接部に係る許容応力設計法の計算に使用する許容応力（許容支え圧応力及び許容座屈応力を除く。）の値は、前条第一項の規定にかかわらず、同項に規定するそれぞれの値（溶接加工の方法がすみ肉溶接である場合には、許容せん断応力の値）に、次の表の上欄に掲げる溶接加工の方法及び同表の中欄に掲げる鋼材の種類に応じて、それぞれ同表の下欄に掲げる係数を乗じて得た値とする。

溶接加工の方法	鋼材の種類	係数
（略）	（略）	

備考　この表において、Aは日本工業規格G三一〇六（溶接構造用圧延鋼材）、日本工業規格G三一一四（溶接構造用耐候性熱間圧延鋼材）、日本工業規格G三一一八（溶接構造用高降伏点鋼板）、日本工業規格G三一三六（建築構造用圧延鋼材）に定めるSN四〇〇B、SN四〇〇C、SN四九〇B若しくはSN四九〇C、日本工業規格G三四四四（一般構造用炭素鋼鋼管）に定めるSTK四九〇、日本工業規格G三四四五（機械構造用炭素鋼鋼管）に定める一八種又は日本工業規格G三四六六（一般構造用角形鋼管）に定めるSTKR四九〇に適合する鋼材を、Bはこれらの鋼材以外の鋼材を表すものとする。

2　前項の規定にかかわらず、放射線試験を行う場合において、構造部分の溶接部（溶接加工の方法が突合せ溶接である場合に限る。）が次に掲げるところに該当するときは、当該溶接部に係る許容応力設計法の計算に使用する許容応力（許容引張応力、許容圧縮応力及び許容曲げ応力に限る。）の値は、前条第一項に規定する値とすることができる。

一～三　（略）

3　（略）

（許容応力の値の特例）

第五条　第一条ただし書の規定により厚生労働省労働基準局長が使用することを認めた材料及び当該材料により構成される構造部分の溶接部に係る許容応力設計法の計算に使用する許容応力の値は、当該材料の化学成分及び機械的性質を考慮して厚生労働省労働基準局長が定めるものとする。

（新設）

（新設）

（鋼材に係る許容応力の値）

第三条　第一条本文の鋼材に係る計算に使用する許容引張応力の値、許容圧縮応力の値、許容曲げ応力の値、許容せん断応力の値及び許容支え圧応力の値は、それぞれ次の式により計算して得た値とする。

（略）

2　第一条本文の鋼材に係る計算に使用する許容座屈応力の値は、次の式により計算して得た値とする。

（略）

（溶接部に係る許容応力の値）

第四条　第一条本文の鋼材により構成される移動式クレーンの構造部分（以下「構造部分」という。）の溶接部に係る計算に使用する許容応力（許容支え圧応力及び許容座屈応力を除く。）の値は、前条第一項の規定にかかわらず、同項に規定するそれぞれの値（溶接加工の方法がすみ肉溶接である場合には、許容せん断応力の値）に、次の表の上欄に掲げる溶接加工の方法及び同表の中欄に掲げる鋼材の種類に応じて、それぞれ同表の下欄に掲げる係数を乗じて得た値とする。

溶接加工の方法	鋼材の種類	係数
（略）	（略）	

備考　この表において、Aは日本工業規格G三一〇六（溶接構造用圧延鋼材）、日本工業規格G三一一四（溶接構造用耐候性熱間圧延鋼材）、日本工業規格G三一一八（溶接構造用高降伏点鋼板）、日本工業規格G三一三六（建築構造用圧延鋼材）に定めるSN四〇〇B、SN四〇〇C、SN四九〇B若しくはSN四九〇C、日本工業規格G三四四四（一般構造用炭素鋼鋼管）に定めるSTK四九〇、日本工業規格G三四四五（機械構造用炭素鋼鋼管）に定める一八種又は日本工業規格G三四六六（一般構造用角形鋼管）に定めるSTKR四九〇に適合する鋼材を、Bはこれらの鋼材以外の鋼材を表すものとする。

2　前項の規定にかかわらず、放射線試験を行う場合において、構造部分の溶接部（溶接加工の方法が突合せ溶接である場合に限る。）が次に掲げるところに該当するときは、当該溶接部に係る計算に使用する許容応力（許容引張応力、許容圧縮応力及び許容曲げ応力に限る。）の値は、前条第一項に規定する値とすることができる。

一～三　（略）

3　（略）

（許容応力の値の特例）

第五条　第一条ただし書の規定により厚生労働省労働基準局長が使用することを認めた材料及び当該材料により構成される構造部分の溶接部に係る計算に使用する許容応力の値は、当該材料の化学成分及び機械的性質を考慮して厚生労働省労働基準局長が定めるものとする。